

国税徴収法第95条の規定に基づき、差押財産を公売することを公告し、及び国税徴収法第99条の規定に基づき、見積価額を公告します。

平成22年11月8日

京都市長 門川 大作

1 公売（入札）開始日時

平成22年11月30日午前10時30分

2 公売（入札）締切日時

平成22年11月30日午前11時00分

3 公売及び開札の場所

京都市東山区清水五丁目130番地の6

京都市東山区役所 3階大会議室

4 公売の方法

入札

5 公売保証金の納付期限

平成22年11月30日午前10時50分

6 開札の日時

平成22年11月30日午前11時00分

7 売却決定の日時

平成22年12月7日午前11時00分

8 売却決定の場所

京都市東山区清水五丁目130番地の6

京都市東山区役所 3階大会議室

9 買受代金の納付期限

平成22年12月7日午前11時30分

## 10 買受人の資格その他の要件

国税徴収法第92条及び第108条第1項該当者は、買受人となることはできません。

## 11 公売財産上の質権者、抵当権者等の権利内容

公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他公売財産の売却代金から配当を受け取ることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までにその内容を申し出てください。

## 12 公売財産の表示、公売保証金額及び見積価額

別紙のとおり

## 13 その他事項

- (1) 公売保証金を納付した後でなければ入札できません。
- (2) 公売保証金及び買受代金は、現金又は小切手（銀行又は信用金庫等の振り出した自己あて小切手で、京都手形交換所加盟金融機関を支払人とするもの。）でなければ納付できません。
- (3) 見積価額以上の入札者のうち最高価額の者を最高価申込者と決定し、売却決定を行います。
- (4) 最高価申込者の入札価額に次ぐ入札者に対し、次順位買受申込者制度の適用があります。この制度による場合には、売却決定の日時及び買受代金の納付期限が異なることがあります。
- (5) 公売財産の取得時期は、買受代金の納付があったときです。公売財産に係る危険負担は、買受代金の全額が納付されたときに買受人に移転しますので、取得後のき損、焼失等による損害の負担は買受人が負います。
- (6) 公売財産の権利移転に伴う登録免許税その他の費用は、買受人の負担となります。

- (7) 市は公売物件についてかし担保責任を負いません。
- (8) 落札された公売物件は，いかなる理由があっても返品できません。
- (9) 物件の詳細を記載した公売広報は，行財政局税務部収納対策課並びに各区役所及び区役所支所の納税課に備え付けています。

公売財産の表示, 公売保証金額及び見積価額について

1 売却区分

行財 3

2 見積価額

16,300,000円

3 公売保証金

1,630,000円

4 公売財産の表示

土地の表示

京都市東山区大和大路通四条下る四丁目小松町

563番23

宅地

69.78㎡

以上登記簿による表示

(土地の見積価額 13,200,000円)

建物の表示

京都市東山区大和大路通四条下る四丁目小松町 563番地23

家屋番号563番23

居宅

鉄骨造スレート葺3階建

1階 42.95㎡

2階 41.21㎡

3階 39.92㎡

以上登記簿による表示

(建物の見積価額 3, 100, 000円)

## 5 公売財産の概要

- (1) 公売財産は、京阪本線「祇園四条」駅から南東方へ約750m（道路距離）に位置する。
- (2) 公売財産(1)は、間口約4.9m、奥行約14mの長方形地であり、北側が幅員約4.6mの舗装私道に等高に接面し、公売財産(2)の敷地として利用されている。  
また、接面舗装私道は建築基準法上の道路である。
- (3) 公売財産(2)の1階中央部西側は法務局備付の建物図面および各階平面図と異なり、図面上は中庭となっている部分が、現況は事務所仕様で建築されている。  
従って、1階の床面積は登記面積よりも約6.5㎡程度広い。
- (4) 公売財産(2)の建築時期は平成元年11月頃である。

## 6 法的規制，利用状況等

- (1) 商業地域，準防火地域，指定建ぺい率80%，指定容積率400%，前面道路幅員により基準容積率約276%，15m第4種高度地区，歴史遺産型美観地区（一般地区：祇園町南地区）
- (2) 周知の埋蔵文化財包蔵地（一般遺跡：建仁寺境内（寺院跡））  
※届出についての問い合わせ先：京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課第2係（TEL075-761-7799「旧京都市埋蔵文化財調査センター」）
- (3) 公売財産(2)は、相続財産法人の所有物件であり、平成22年10月現在、空き家である。

## 7 その他公売条件

- (1) 公売財産は、土地と建物の一括換価の方法により公売します。

(2) 境界の確定は、隣接地所有者と行ってください。

(3) 公売財産内の動産等の処理は、所有者と協議してください。

※ 問い合わせ先 京都市行財政局税務部収納対策課

TEL (075) 213-5215

(行財政局税務部収納対策課)